

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正)
第十一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
第四条 (略)	第四条 (略)
<p>2 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する旨ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第六項の適用については、<u>同項中「言語聴覚士」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)</u>、<u>言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)</u>と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「<u>聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員</u>の数は、それぞれ二人」とする。</p>	<p>2 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する旨ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第六項の適用については、<u>同条第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)</u>及び「<u>言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員</u>の数は、それぞれ二人」とする。</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)
第十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。附則において「指定地域相談支援基準」という。)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二条 (略)	第二条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<p>4 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (地域移行支援計画の作成等)</p>	<p>4 (新設) (地域移行支援計画の作成等)</p>
第二十条 (略)	第二十条 (略)
2・4 (略)	2・4 (略)
<p>5 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいう。テレビ電話装置その他の情報通信機器(第三十条第三項第一号及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。第三十二条第三項において同じ。)を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。</p>	<p>5 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいう。第三十二条第三項において同じ。)を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。</p>
6・9 (略)	6・9 (略)
(運営規程)	(運営規程)
<p>第二十七条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第三十一条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>第二十七条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第三十一条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>
一・八 (略)	一・八 (略)